

群馬県適正化通信 NO. 137(令和2年1月号)

2019年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、昨年（2019年）の12月13日付けで、「2019年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請事業所「新規・更新」合わせて9,425事業所のうち、9,219事業所を2019年度安全性優良事業所として認定しました。これにより、全認定事業所数は26,192事業所（全事業所の30.5%）となり、群馬県においては、新規・更新合わせた申請事業所192事業所のうち、188事業所が認定され、全認定事業所数は509事業所（全事業所の30.5%）となりました。

1. 安全性優良事業所認定状況（2008年度以前は省略）（2019年12月13日現在）

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
認定事業所数	群馬県	220	271	314	354	386	443	459	477	488	501	509
	取得率	13.1%	16.3%	19.1%	21.4%	23.7%	27.2%	28.2%	29.1%	29.7%	30.4%	30.5%
	全国	13,136	15,217	17,083	18,119	19,257	21,125	22,372	23,414	24,482	25,343	26,192
	取得率	15.2%	18.1%	20.3%	21.6%	23.0%	25.3%	26.7%	27.8%	28.9%	29.6%	30.5%

2. 2019年度申請事業所数及び認定事業所数（ ）の数字は申請事業所数

	新規	初更	2更	3更	4更	5更	合計
群馬県	29 (29)	25 (25)	70 (73)	36 (37)	18 (18)	10 (10)	188 (192)
全国	1,487 (1,566)	1,525 (1,550)	2,175 (2,224)	1,917 (1,945)	1,003 (1,019)	1,112 (1,237)	9,219 (9,425)

3. 安全性優良事業所における安全運行の徹底について

「Gマーク」ステッカー添付車両による法令違反や法定速度超過、無理な割り込みや無謀運転等の悪質な行為に対する苦情、問い合わせ等が多発しています。

Gマーク制度の信頼性を維持するため、安全性優良事業所が他事業所の模範となるよう、所属ドライバーに対する指導・教育及び安全運行の更なる徹底をお願いします。

【危険運転等悪質違反行為に係る苦情が寄せられた場合】

適正化実施機関へ危険運転等の悪質違反行為に係る苦情等が寄せられた場合、事実関係及び事実関係を踏まえて講じた改善措置について報告を求めた上、必要な指導を行います。適切な改善措置が実施されていないと認められる場合には、是正指導を行うと共に改善措置の実施を求めます。さらに適切な改善措置が実施されていないと認められる場合には、当該事業所に対する巡回指導を実施し、巡回指導の結果に基づき再評価を行います。

再評価の結果、認定に必要な評価の基準点数を満たさない場合には認定を取り消します。

4. Gマークステッカーの適切な使用について

適切でない「Gマーク」ステッカーの添付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に添付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821

2019年度 認定マーク

認定マークは、新規・更新の種別により有効期限が決められており、異なる有効期限のマークを使用することはできません。

	新規認定	初回更新認定	2回目更新認定 3回目更新認定 4回目更新認定 5回目更新認定
	有効期限2021年末	有効期限2022年末	有効期限2023年末
			
有効期限	有効期限 2021年末 安全性優良事業所 国土交通省/全日本トラック協会	有効期限 2022年末 安全性優良事業所 国土交通省/全日本トラック協会	有効期限 2023年末 安全性優良事業所 国土交通省/全日本トラック協会

※平成 28 年度の認定マークより、有効期限の表記を変更しました。



G マーク認定ステッカーの適切な使用について



Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

適切ではない使用例



※ 2020 年 1 月以降に貼付されている場合



有効期限が過ぎた
ステッカーの貼付

有効期限を隠滅した
ステッカーの貼付

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにして下さい。